

議会運営委員会日程

平成26年8月26日（火）

午前10時 502会議室

日程第1 議会運営の基本的事項等について

日程第2 平成26年第3回定例会の日程と運営について

(1) 付議事件

① 議案 ----- 49件

(内訳)

条 例 ----- 16件

事 件 ----- 7件

補正予算 ----- 7件

決算等 ----- 19件

② 報告 ----- 4件

③ 請願・陳情

◇閉会中の継続審査となった請願で審査を終わり報告されるもの

総務委員会 ----- 2件

市民委員会 ----- 1件

健康福祉委員会 ----- 0件

まちづくり委員会 ----- 2件

環境委員会 ----- 1件

議会運営委員会 ----- 0件

◇平成26年第2回定例会後、本日までに受理したもの

請 願 ----- 1件

陳 情 ----- 2件

④ 意見書案 ----- 0件

(2) 分割議決議案

① 議案第 94号 川崎市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

② 議案第 98号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について

③ 議案第 99号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の制定について

- ④議案第100号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定について
- ⑤議案第101号 川崎市保育の実施基準条例を廃止する条例の制定について
- ⑥議案第102号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 追加議案

(10月9日頃提出予定)

- ①川崎市人事委員会委員の選任について

(4) 会議録署名議員（敬称略）

46番 宮原春夫 49番 東 正則 60番 坂本 茂

(5) 決算審査特別委員会

委員長選出会派-----新しい川崎の会

副委員長選出会派-----共産党

(6) 質疑・質問・討論等の発言の会派順序

自民党、公明党、《民主党、共産党》、新しい川崎の会

(7) 会期及び会期日程案

9月1日（月）から10月10日（金）までの40日間

別紙「平成26年第3回川崎市議会定例会会期日程（案）」参照

日程第3 今後の議会改革等の検討課題について

- (1) 水曜日、金曜日開催の曜日及び日数等の検討

日程第4 協議中の「今後の議会改革等の検討課題」等の取扱いについて

日程第5 その他

議会運営の基本的事項等について

○ 協議事項（変更のある事項）

- (1) 議席（４～６ページを参照）
- (2) 代表質問等の会派の発言順序
- (3) 議会運営委員会委員の割当てポスト（７ページを参照）
- (4) 代表質問における各会派の努力目標時間（８ページを参照）

議会運営委員会の員数割

会 派	議員数	構 成 比	係 数	委員数
自 民 党	16	26.67%	3.47	4
公 明 党	13	21.67%	2.82	3
民 主 党	10	16.67%	<u>2.38</u> ⇒ <u>2.17</u>	3(⇒2の可能性あり)
共 産 党	10	16.67%	2.17	2(⇒3の可能性あり)
新しい川崎の会	3	5.00%	0.65	1
無 所 属	1	1.67%	0.22	0
無 所 属	1	1.67%	0.22	0
無 所 属	1	1.67%	0.22	0
無 所 属	1	1.67%	0.22	0
無 所 属	1	1.67%	0.22	0
無 所 属	1	1.67%	0.22	0
無 所 属	1	1.67%	0.22	0
無 所 属	1	1.67%	0.22	0
無 所 属	1	1.67%	0.22	0
計	60	100.00%	13.00	13

平成26年第3回川崎市議会定例会
議事日程第1号

平成26年9月1日(月)
午前10時 開 会

第 1

会議録署名議員の指名

第 2

会期の決定

第 3

議席の一部変更について

第 4

- 議案第 92号 川崎市特別職の市長の秘書の職の指定等に関する条例の制定について
議案第 93号 川崎市特別職の市長の秘書の給与及び旅費に関する条例の制定について
議案第 94号 川崎市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 95号 川崎市手数料条例及び川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 96号 川崎市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 97号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 98号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について
議案第 99号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の制定について
議案第100号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定について
議案第101号 川崎市保育の実施基準条例を廃止する条例の制定について
議案第102号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第103号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第104号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第105号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第106号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議案第107号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定について
議案第108号 川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
議案第109号 緊急消防援助隊活動拠点新築工事請負契約の締結について
議案第110号 等々力陸上競技場メインスタンド改築工事請負契約の変更について
議案第111号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について
議案第112号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について
議案第113号 市道路線の認定及び廃止について
議案第114号 循環資源貨物用地の取得について
議案第115号 平成26年度川崎市一般会計補正予算
議案第116号 平成26年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
議案第117号 平成26年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案第118号 平成26年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算
議案第119号 平成26年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算
議案第120号 平成26年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
議案第121号 平成26年度川崎市公債管理特別会計補正予算
報告第 13号 健全化判断比率の報告について
報告第 14号 資金不足比率の報告について
報告第 15号 公益財団法人川崎市国際交流協会ほか24法人の経営状況について
報告第 16号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

第 5

議案第122号	平成25年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第123号	平成25年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第124号	平成25年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第125号	平成25年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第126号	平成25年度川崎市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第127号	平成25年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第128号	平成25年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第129号	平成25年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第130号	平成25年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第131号	平成25年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第132号	平成25年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第133号	平成25年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第134号	平成25年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第135号	平成25年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について
議案第136号	平成25年度川崎市病院事業会計決算認定について
議案第137号	平成25年度川崎市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第138号	平成25年度川崎市水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第139号	平成25年度川崎市工業用水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第140号	平成25年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について

代表質問の終了予定時刻等について（案）

26. 8. 26

<代表質問の終了予定時刻の一覧>

	3、6、9、12月定例会
1日目	2会派（17時12分）
2日目	3会派（16時48分）

* 休憩時間として、12:00～13:00の1時間、15:00～15:30の30分間を加えて計算している。

<代表質問の各会派努力目標時間の一覧>（参考）

会派名	議員数	3、6、9、12月定例会
自民党	16人	185分（+2） （3時間5分）
公明党	13人	157分（+3） （2時間37分）
民主党	10人	128分（-8） （2時間8分）
共産党	10人	128分（+2） （2時間8分）
新しい 川崎の会	3人	62分（+1） （1時間2分）
計	52人	660分

- * 各定例会の代表質問の総時間は660分とする。
- * 努力目標時間の計算は、代表質問の総時間の内、4分の1を各会派に均等割とし、4分の3を各会派の所属議員数により比例配分する。
- * この努力目標時間の配分による代表質問は、平成24年第3回定例会から実施する。
- * 来期の各会派の努力目標時間の配分方法は、会派の所属議員数により比例配分する。なお、改選後の会派構成状況等に応じて協議を行う。

決算審査特別委員会
総括質疑会派別発言時間（案）

26. 8. 26

会 派 名	議員数	努力目標時間
自 民 党	16人	77分（-1）
公 明 党	13人	63分（-1）
民 主 党	10人	48分（-6）
共 産 党	10人	48分（-1）
新しい川崎の会	3人	14分（-1）
無 所 属	8人	各10分
計	60人	330分

* 総括質疑の総時間は330分とし、努力目標時間を次のとおり各会派及び無所属議員に割り振る。

○ 会派

総括質疑の総時間330分から無所属議員の発言時間を除いた残時間を、各会派の所属議員数により比例配分する（答弁を含む。）。

○ 無所属議員

1人10分（答弁を含む。）とする。

平成26年第3回川崎市議会定例会会期日程（案）

日	曜日	本会議	委員会等	摘 要
9/1	月	本会議 (第1日)	委員会	開会、諸報告、会議録署名議員の指名、会期の決定、議席の一部変更、議案上程、提案説明、分割議案に対する議事（自席質疑、委員会付託）、散会 (分割議案に対する討論発言通告締切日 午後3時)
2	火		議会運営委員会	3日の本会議の運営について
3	水	本会議 (第2日)		再開、分割議案に対する委員長報告、討論、採決、散会 (審査中の請願・陳情にかかわる質問の通告締切日 午後3時) (第1回請願・陳情締切日 午後5時)
4	木		(議会運営委員会)	(代表質問発言通告締切日 午後1時)
5	金			
6	土			
7	日			
8	月			
9	火			
10	水	本会議 (第3日)		再開、代表質問（自民党、公明党）、延会
11	木	本会議 (第4日)	正副委員長会議	再開、代表質問（《民主党、共産党》、新しい川崎の会）、委員会付託、決算審査特別委員会設置、決算等議案付託、請願・陳情の付託、散会
12	金		決算審査特別委員会	正副委員長互選、決算等議案説明、分科会設置
13	土			
14	日			
15	月	敬老の日		
16	火		(議案研究)	(決算審査特別委員会 分科会発言通告締切日 午後1時)
17	水		(議案研究)	
18	木		決算審査特別委員会	分科会局別審査（総務分科会）
19	金		決算審査特別委員会	分科会局別審査（市民分科会、まちづくり分科会）
20	土			
21	日			
22	月		決算審査特別委員会	分科会局別審査（健康福祉分科会、環境分科会）
23	火	秋分の日		
24	水		決算審査特別委員会	分科会局別審査（総務分科会）
25	木		決算審査特別委員会	分科会局別審査（市民分科会、まちづくり分科会）
26	金		決算審査特別委員会	分科会局別審査（健康福祉分科会、環境分科会）
27	土			
28	日			
29	月		(議案研究)	(決算審査特別委員会 総括質疑発言通告締切日 午後1時)
30	火		(議案研究)	
10/1	水		(議案研究)	
2	木		(議案研究)	
3	金		決算審査特別委員会	分科会報告、総括質疑、採決
4	土			
5	日			
6	月		委員会	
7	火		委員会	
8	水			(討論発言通告締切日 午後3時) (第2回請願・陳情締切日 午後5時)
9	木		議会運営委員会	追加議案（人事案件）、10日の本会議の運営について
10	金	本会議 (第5日)	正副委員長会議	再開、委員長報告、討論、採決、人事案件に対する議事、請願・陳情、その他、閉会

* 発言の会派順位 自民党、公明党、《民主党、共産党》、新しい川崎の会

平成26年第3回川崎市議会定例会議案付託表（その1）

平成26年9月1日

付託委員会	案 件
市民委員会 (6)	議案第 94号 川崎市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 98号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について 議案第 99号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の制定について 議案第100号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定について 議案第101号 川崎市保育の実施基準条例を廃止する条例の制定について 議案第102号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議場内理事者席(本会議) H26. 9. 3

オペレーター			

--	--	--	--	--

市 長	砂田 副 市長	三浦 副 市長	菊地 副 市長	
--------	---------------	---------------	---------------	--

--	--	--	--	--	--

総務局 長	総合企画局 長	財政局 長			
----------	------------	----------	--	--	--

総務局	
総合企画局	
財政局	
子ども本部	

演壇

議長

--	--	--	--	--

			子ども本部		
--	--	--	-------	--	--

				議 会 局
--	--	--	--	-------------

--	--	--	--	--	--

決算審査特別委員会審査日程（案）

開催日	全体会・分科会	内 容
9月12日（金）	全体会（第1日）	正副委員長互選、決算等議案説明、分科会設置
9月16日（火）	（議案研究）	（分科会発言通告締切日 午後1時）
9月17日（水）	（議案研究）	
9月18日（木）	総務分科会	局別審査 （総務局、教育委員会）
9月19日（金）	市民分科会	局別審査 （市民・こども局、経済労働局）
	まちづくり分科会	局別審査 （まちづくり局）
9月22日（月）	健康福祉分科会	局別審査 （健康福祉局）
	環境分科会	局別審査 （環境局）
9月24日（水）	総務分科会	局別審査 （総合企画局、財政局、その他の局）
9月25日（木）	市民分科会	局別審査 （こども本部、港湾局）
	まちづくり分科会	局別審査 （建設緑政局）
9月26日（金）	健康福祉分科会	局別審査 （消防局、病院局）
	環境分科会	局別審査 （上下水道局、交通局）
9月29日（月）	（議案研究）	（総括質疑発言通告締切日 午後1時）
9月30日（火）	（議案研究）	
10月1日（水）	（議案研究）	
10月2日（木）	（議案研究）	
10月3日（金）	全体会（第2日）	分科会報告、総括質疑、採決

【開会時間】

全体会、各分科会とも午前10時

【開催場所】

- ・全体会 議場
- ・総務分科会、市民分科会、健康福祉分科会 601・602会議室
- ・まちづくり分科会、環境分科会 502会議室

議会運営検討協議会第9回報告書（抜粋）

【水曜日、金曜日開催の曜日及び日数等の検討】

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

- (1) 閉会中の委員会の開催は、原則木曜日の開催とし、金曜日を予備日とする事。
- (2) 定例会の会期中の委員会は、議案審査等のため、予算議会は3日、他の定例会は2日開催しているが、議案付託がない場合などは、委員会の判断により、予算議会は2日又は1日、他の定例会は1日とすることができる運用に見直す事。
- (3) その他の常任委員会の開催についての申し合わせについては、現状のとおりとして、見直しは行わないことを確認した。

なお、委員から、現行の閉会中の水曜日、金曜日の開催を変更することについて、慎重な立場の意見もあったことを付記する。

平成26年6月25日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市議会議長 浅野文直

閉会中の常任委員会の開催曜日の変更について（依頼）

本市議会では、議会運営検討協議会からの「水曜日、金曜日開催の曜日及び日数等の検討」に関する報告に基づき、より効率的な委員会運営を推進するため、閉会中の常任委員会の開催曜日等について、議会運営委員会で協議しています。

議会運営委員会では、閉会中の常任委員会の開催曜日を、現行の原則水曜日及び金曜日の開催から、来年度は、原則木曜日の開催とし金曜日を予備日とすることを検討しています。

ついては、閉会中の常任委員会の開催曜日を、次のとおり変更することについて、御意見を伺いたいと思いますので、平成26年7月25日（金）までに御回答いただきますようお願いいたします。

1 常任委員会の開催曜日の変更内容

(1) 現行

原則水曜日及び金曜日の開催

(2) 変更後

原則木曜日の開催（金曜日を予備日）

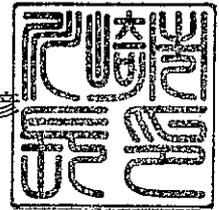
2 実施時期

平成27年度から

26川総庶第947号
平成26年7月25日

川崎市議会議長 浅野 文直 様

川崎市長 福田 紀彦



閉会中の常任委員会の開催曜日の変更について（回答）

平成26年6月25日付け26川議議第281号にて依頼のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

（総務局庶務課調査担当）

内線 21322



閉会中の常任委員会の開催曜日の変更について（回答）

常任委員会の閉会中の開催曜日は、長年、原則水曜日、金曜日に開催され、市政の重要事項等につきまして、常任委員会でご報告させていただいてきたところでございます。また、請願・陳情の審査におきましても、同様に対応させていただいてきたところでございます。

来年度以降、常任委員会開催曜日を原則木曜日開催、予備日として金曜日開催に変更することにつきましては、常任委員会を効率的に運営していく議会改革の取組と存じます。

つきましては、来年度以降、原則木曜日、予備日金曜日の中で、市政の重要事項等につきまして、従来のとおり、適切な時期に所管の常任委員会に報告させていただきたいと存じます。また、請願・陳情の審査におきましても、同様に対応させていただきたいと存じます。

「今後の議会改革等の検討課題」 16項目の検討状況

【議会運営委員会で協議中の項目】

- 9 会期の見直し
- 11 水曜日、金曜日開催の曜日及び日数等

【議会運営委員会で各会派の意見が一致せず議論を終了した項目】

- 14 請願・陳情提出者に対する委員会における意見陳述の機会の付与
 - 15 会議時間のあり方
-

【議会運営委員会で意見が一致した項目】

- 1 市長の決算審査特別委員会への出席
- 2 区長の一般質問等への出席（予決特に関する部分）
- 3 委員会傍聴の原則自由化
- 4 質問経過時間等の表示
- 5 代表質問のあり方、一般質問のあり方
- 6 代表質問での一問一答方式等のわかりやすい質問方法の導入
- 7 質問方式の見直しに伴う努力目標時間のあり方
- 8 代表質問等での対面による質疑の実施
※5～8は一括で協議
- 10 予特委員会の常設化等の検討
- 12 請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方
- 13 地方自治法第180条に基づく市長の専決処分事項の見直し
- 16 議案の提出方法

「今後の議会改革等の検討課題」16項目の検討状況一覧

検討項目	目的・メリット	議会運営検討協議会			議会運営委員会	
		報告書	協議年月日	結 論	協議年月日	結 論
1 市長の決算審査特別委員会への出席	決算審査特別委員会に市長が出席することにより、市長への質疑が可能となり、市長の見解を直接確認することができる。	第7回 報告書	平成24年 5/30(水) 7/6(金) 8/2(木) 8/29(水) 9/14(金) 10/19(金) 11/20(火) 12/25(火) 平成25年 1/25(金) 3/1(金) 3/28(木) 5/13(月) 6/7(金) 7/31(水) 8/28(水) 9/19(木)	<p>(1) 現行の決算審査特別委員会に市長の出席を求めのではなく、分科会方式の導入や総括質疑の実施など、決算審査のあり方の見直しを行うべきである。</p> <p>(2) 市長は、決算審査特別委員会の全体会（提案説明及び総括質疑の2日間）へ出席することとすべきである。また、協議会では、決算審査に関する見直しのあり方について協議を行い、これを「決算審査に関する見直し(案)」として取りまとめたので、あわせて報告する。</p> <p>なお、この結論に対して、委員から慎重な立場の意見もあったことを付記する。</p>	平成25年 10/2(水) 11/25(月) 12/17(火) 平成26年 2/12(水) 3/20(木) 4/23(水)	報告書に基づき、分科会方式の導入や総括質疑の実施など、決算審査のあり方を見直し、市長は、決算審査特別委員会の全体会（提案説明及び総括質疑の2日間）へ出席することなどとする「決算審査に関する見直し(案)」のとおり、平成26年9月定例会から、決算審査の見直しを行う。（平成26年4月）

検討項目	目的・メリット	議会運営検討協議会			議会運営委員会		
		報告書	協議年月日	結 論	協議年月日	結 論	
2	区長の一般質問等への出席（予決特に関する部分）	予・決算審査特別委員会に区長が出席することにより、区の予算に関する事項を、直接、区長に質問することができる。	第5回報告書	平成24年 9/14(金) 10/19(金) 11/20(火)	(1) 区長は、予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会に出席することとすべきである。 (2) 区長に答弁を求める場合は、発言通告の際に、答弁を求める区長名を通告することとすべきである。 (3) 区長の距離的、時間的条件を考慮し、委員会への出席に際しては、一般質問と同様に、次の取扱いとすべきである。 ア 区長は発言通告があったときに出席する扱いとする。 イ 発言通告書には具体的に区長名を明確に記載するよう、各会派、各議員が対応する。 ウ 区長は通告のあった質疑者が質疑に入る前までに議場に入り、当該質疑者の質疑が終了した後に退席できる取扱いとする。 ※なお、決算審査特別委員会については、現在協議会において、決算審査特別委員会のあり方に関する議論が別途行われており、この協議の結果、決算審査特別委員会の審査方法が変更となる場合には、区長の出席の取扱いを改めて検討する必要がある。	平成24年 12/11(火) 平成25年 2/8(金) 3/18(月)	報告書のとおり、次の取扱いにより、区長は、予・決算審査特別委員会へ出席することに決定 (1) 区長は、予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会に出席することとする。 (2) 区長に答弁を求める場合は、発言通告の際に、答弁を求める区長名を通告することとする。 (3) 区長の距離的、時間的条件を考慮し、委員会への出席に際しては、一般質問と同様に、次の取扱いとする。 ア 区長は発言通告があったときに出席する扱いとする。 イ 発言通告書には具体的に区長名を明確に記載するよう、各会派、各議員が対応する。 ウ 区長は通告のあった質疑者が質疑に入る前までに議場に入り、当該質疑者の質疑が終了した後に退席できる取扱いとする。 (平成25年3月)

検討項目	目的・メリット	議会運営検討協議会			議会運営委員会	
		報告書	協議年月日	結 論	協議年月日	結 論
3 委員会傍聴の原則自由化	現状においても委員会傍聴は実質的に自由となっているが、傍聴のあり方の整理・検討を行うことにより、開かれた議会の一層の推進を図ることができる。	第11回 報告書	平成26年 1/24(金) 2/25(火) 3/20(木)	委員会の許可制としている現行の委員会傍聴のあり方について、現状で不都合は生じていないこと、傍聴自由化にはセキュリティ上の課題があること、また、適正な委員会運営の観点から、現行のとおりとし、委員会傍聴の見直しは行わないことを確認して、協議会としての結論に至った。	平成26年 5/27(火) 6/18(水)	報告書のとおり、委員会傍聴の見直しは、行わないことに一致(平成26年6月)
4 質問経過時間等の表示	議場内に質問経過時間等の表示を行うと、質問者や議長などが経過時間を容易に把握できるようになり、円滑に質問を行うことができる。	第12回 報告書	平成26年 1/24(金) 2/25(火) 3/20(木) 4/16(水)	(1) 質問時間について、現行の申し合わせ等を変更しないことを前提に、議場において、経過時間を表示すること。 (2) 経過時間表示とは別に、議事進行のための時間の計測は、従前のとおり議会局が行い、議長又は委員長が審議の進行管理を行うこと。 (3) 表示された経過時間は目安であり、議会局が計測する時間と若干の誤差が生じること、また、時間表示が機器の故障等で行えない場合でも、議長又は委員長が管理する時間を基に議事を進行すること。 なお、具体的な表示機器の設置に当たっては、多額の費用をかけない方法を検討するべきである。	平成26年 5/27(火) 6/18(水)	報告書のとおり、質問の経過時間の表示を行う。(平成26年6月) なお、今後、事務局にて具体的な設置費用等を調査の上、表示方法を検討

検討項目	目的・メリット	議会運営検討協議会			議会運営委員会		
		報告書	協議年月日	結 論	協議年月日	結 論	
5	代表質問のあり方、一般質問のあり方	第10回 報告書	平成25年 11/29(金) 平成26年 1/24(金) 2/25(火)	代表質問における再質問は、これまでの一括方式に加え、一問一答方式による質問方式も選択できるようにすること。また、その他の見直しは行わないことを確認した。	平成26年 3/20(木) 5/27(火)	報告書のとおり、平成26年9月定例会から、代表質問の再質問以降を一括方式・一問一答方式の選択制とすることができるように見直す。(平成26年5月)	
6	代表質問での一問一答方式等のわかりやすい質問方法の導入						代表質問や一般質問のあり方を見直すことにより、より良い質問方式による質問を行うことができる。
7	質問方式の見直しに伴う努力目標時間のあり方						代表質問での一問一答方式の実施や対面による質疑を実施することにより、市民により分かりやすい質問を実施することができる。
8	代表質問等での対面による質疑の実施						

検討項目	目的・メリット	議会運営検討協議会			議会運営委員会	
		報告書	協議年月日	結 論	協議年月日	結 論
9	会期の見直し	第8回 報告書	平成24年 2/9(木) 平成25年 1/25(金) 3/1(金) 3/28(木) 5/13(月) 6/7(金) 7/31(水) 8/28(水) 10/9(水) 11/6(水) 11/29(金)	<p>(1) 会期の日数を増加させることにより、災害時などの緊急時に速やかに会議を開催できること、地方自治法第179条に基づく市長の専決処分を少なくして、議会のチェック機能の強化を図ることができること、閉会中も常任委員会が積極的に活動しているなど、実質的に通年化している本市議会の実態に即した見直しとすることで、市民にわかりやすい議会となることなどから、会期の見直しを行うべきである。</p> <p>(2) また、会期の見直しにあたっては、地方自治法第102条の2に基づく通年の会期制とするのではなく、従来からの規定である地方自治法第102条に基づく見直しとすべきである。</p> <p>(3) なお、協議会では、会期の見直しの必要性は意見が一致したもの、具体的な会期の見直しに関しては、各委員から、現在検討が行われている決算審査の見直しの実施状況を勘案した上で具体的な会期の見直しの検討を進めるべきとの意見、地方自治法第102条に基づく通年議会とするべきとの意見、ただちに通年議会とするのではなく、3会期制、2会期制のあり方を検討するべきとの意見、会期を見直した場合のメリット、デメリットを検討するべきとの意見など、様々な意見があるため、具体的な会期の見直しについては、更なる検討が必要である。具体的な会期の見直しは、一致しなかったが、ここで報告書を取りまとめ、議運に報告することと決した。</p>	平成25年 12/17(火) 平成26年 2/12(水)	協議中 ※平成26年度の決算審査の見直しの実施状況を踏まえ、検討予定

検討項目	目的・メリット	議会運営検討協議会			議会運営委員会	
		報告書	協議年月日	結 論	協議年月日	結 論
10 予特委員 会の常設 化等の検 討	予特委員会の常設や分科会方式の導入などにより、より専門的、機動的な予算審査を行うことができる。	第2回 報告書	平成24年 3/1(木) 3/21(水) 4/20(金) 5/11(金) 5/30(水) 7/6(金) 8/2(木)	<p>(1) 予算審査に係る運用面の更なる充実・改善を図るため、現行の予算審査特別委員会の形式等を踏襲しつつ、次のとおり、運用の見直しを行うべきである。</p> <p>ア できるだけ早期の予算案の公表及び早期の予算議会の開会に努めるよう市長側に要請すること。</p> <p>イ 各会派に対する当初予算案の事前説明を行う機会を設けるよう市長側に要請すること。</p> <p>ウ 予算議会において、代表質問終了後から予算審査特別委員会までの日数を、現行の1日から3日空けるよう見直すこと。</p> <p>エ 既存の常任委員会を活用し、各所管局から、実行計画実施結果及びサマーレビューに関する報告を受ける機会を設けること。</p> <p>オ 総務委員会での一般会計補正予算の議案審査において、必要に応じ、関係理事者として所管局職員の出席を可とすること。</p> <p>(2) 予算審査特別委員会の常設化については、これに賛成する意見がある一方で、慎重な立場からの意見もあり、協議会では各委員の意見の一致に至らなかったため、予算審査特別委員会の常設化は見送ることとした。</p>	平成24年 8/28(火) 10/2(火) 11/20(火)	<p>(1) できるだけ早期の予算案の公表及び早期の予算議会の開会に努めるよう市長側へ要請すること。</p> <p>(2) 各会派に対する当初予算案の事前説明を行う機会を設けるよう市長側へ要請すること。</p> <p>(3) 予算議会において、代表質問終了後から予算審査特別委員会までの日数を、現行の1日から3日空けるよう見直すこと。</p> <p>(4) 既存の常任委員会を活用し、各所管局から、実行計画実施結果に関する報告を受ける機会を設けること。</p> <p>(5) 総務委員会での一般会計補正予算の議案審査において、必要に応じ、関係理事者として所管局職員の出席を可とすること。(平成24年11月)</p>

検討項目	目的・メリット	議会運営検討協議会			議会運営委員会		
		報告書	協議年月日	結 論	協議年月日	結 論	
11	水曜日、金曜日開催の曜日及び日数等の検討	常任委員会の開催のあり方を見直すことにより、より効率的かつ機動的な委員会運営を行うことができる。	第9回 報告書	平成25年 10/9(水) 11/6(水) 11/29(金) 平成26年 1/24(金) 2/25(火)	(1) 閉会中の委員会の開催は、原則木曜日の開催とし、金曜日を予備日とすること。 (2) 定例会の会期中の委員会は、議案審査等のため、予算議会は3日、他の定例会は2日開催しているが、議案付託がない場合などは、委員会の判断により、予算議会は2日又は1日、他の定例会は1日とすることができる運用に見直すこと。 (3) その他の常任委員会の開催についての申し合わせについては、現状のとおりとして、見直しは行わないことを確認した。 なお、委員から、現行の閉会中の水曜日、金曜日の開催を変更することについて、慎重な立場の意見もあったことを付記する。	平成26年 3/20(木) 5/27(火) 6/18(水) 8/26(火)	報告書のとおり、見直すことで意見が一致。(平成26年6月18日) なお、(1)の閉会中の開催曜日を原則水曜日、金曜日の開催を原則木曜日の開催とし、金曜日を予備日とすることについては、市長側の意向確認を行い、再度議運で確認予定。(平成26年8月26日予定)

検討項目	目的・メリット	議会運営検討協議会			議会運営委員会	
		報告書	協議年月日	結 論	協議年月日	結 論
12	請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方	第3回報告書	平成24年 4/20(金) 5/11(金) 5/30(水) 7/6(金) 8/2(木) 8/29(水)	<p>(1) 請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方については、次のとおり、3項目の見直しを行うべきである。 ア 意見書の提出を願意とする陳情については、委員会付託しないこととすべきである。あわせて、意見書の提出を願意とする陳情を受理したときは、議長は各会派にその写しを送付する扱いとすべきである。また、現在、市の事務に関係しない事項を願意とする陳情は委員会付託しない扱いとされているが、このうち意見書提出を願意とするものは例外的に委員会付託する扱いとされているため、意見書の提出を願意とする全ての陳情を委員会付託しないこととするのにあわせて、議会運営の手引きにおける市の事務に関係しない事項を願意とする陳情に関する規定から、意見書提出を願意とする陳情に関する例外規定を削除するよう、所要の調整を行う必要がある。 なお、本件については、委員から慎重な立場からの意見もあった。 イ 意見書の提出を願意とする請願の委員会審査における出席理事者については、局長の出席を求めず部長級以下の職員とすることもできるよう出席理事者の範囲の見直しを図るべきである。 ウ 「委員会審査になじまないと委員会が判断した請願・陳情については、不採択とすることができる」ことを議会運営の手引きに明記すべきである。</p> <p>(2) 市外からの郵送による市政に直接関係しない陳情を委員会付託しないことについては、これに賛成する意見がある一方で、慎重な立場からの意見もあり、協議会では各委員の意見の一致に至らなかった。</p> <p>(3) 任期末の議会に提出された請願・陳情に関する現地視察の省略については、運用の改善で対応が可能であるため、これに係る議会運営の手引きの見直しは行わないことを確認した。</p>	平成24年 10/2(火) 11/20(火) 12/11(火) 平成25年 2/8(金) 3/18(月) 8/27(火) 9/5(木)	<p>ア 委員会付託しない陳情の追加 「提出者が県外の陳情は付託しない取扱いとすること」(平成25年9月) イ 意見書の提出を求める請願・陳情の審査における出席理事者の範囲の見直し 「局長級以下の職員から部長級以下の職員の出席で可とすること」(平成25年3月) ウ 請願・陳情の取扱いの見直し 「委員会審査になじまないと委員会が判断した請願・陳情は不採択とすることができる取扱いとすること」(平成25年3月) ※アは報告書から一部変更して決定。イ、ウは報告書のとおり決定</p>

検討項目	目的・メリット	議会運営検討協議会			議会運営委員会	
		報告書	協議年月日	結 論	協議年月日	結 論
13 地方自治法第180条に基づく市長の専決処分事項の見直し	専決処分の対象を整理、見直すことにより、より適切な議決や迅速な市政執行が可能となる。	第1回報告書	平成24年 2/9(木) 3/1(木) 3/21(水)	<p>(1)「市営住宅又は特定公共賃貸住宅の使用料の支払又は明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停に関する事」については、これを地方自治法第180条第1項に基づく市長の専決処分事項とすべきであるので、これに係る規定を「市長の専決事項の指定について」に追加すべきである。</p> <p>なお、この指定に当たっては、金額等による条件は特に設定しないこととすべきである(これに伴い、100万円以下の和解及び調停と規定している「市長の専決事項の指定について」の第1項について、所要の調整を行う必要がある。)</p> <p>(2) 他の専決処分事項については、特に修正、削除等を行うべきものはないので、現行の「市長の専決事項の指定について」で定める事項のとおりとすべきである。</p> <p>なお、この結論に対して、委員から慎重な立場からの意見もあったことを付記する。</p>	平成24年 5/16(水) 5/29(火) 6/7(木)	報告書のとおり、「市営住宅等の使用料の支払い又は明渡しに係る訴えの提起、和解、調停に関する事」を市長の専決処分事項に追加(平成24年6月)
14 請願・陳情提出者に対する委員会における意見陳述の機会の付与	請願・陳情の書面に加えて、口頭により時宜に即した提出者の意見を聞くことができる。また、市民の議会への参加の一層の促進を図ることができる。	第6回報告書	平成24年 11/20(火) 12/25(火) 平成25年 1/25(金) 3/1(金) 3/28(木)	<p>協議会では、本件について調査・検討を行い、議論を重ねたが、委員から、請願者の趣旨説明を実施すべきとの意見、実施の必要はないとの意見、既存の制度(参考人制度及び請願紹介議員の趣旨説明制度)を活用すべきとの意見等があり、協議会として意見の一致に至らなかったため、各委員の意見をもって協議会の報告に代える。</p> <p>なお、協議会では、請願者の趣旨説明を実施した場合の具体的取扱いについて継続して協議を行い、これを「請願者の趣旨説明の取扱い(素案)」として取りまとめたので、あわせて報告する。</p>	平成25年 8/27(火) 10/2(水)	意見の一致に至らなかったため、協議を終了(平成25年10月)

検討項目	目的・メリット	議会運営検討協議会			議会運営委員会	
		報告書	協議年月日	結 論	協議年月日	結 論
15 会議時間のあり方	会議時間のあり方を整理することにより、一層効率的かつ充実した議会審議の実現を図ることができる。	第4回 報告書	平成24年 8/2(木) 8/29(水) 9/14(金) 10/19(金) 11/20(火)	協議会では、一般質問の会議時間について調査・検討を行い、議論を重ねたが、委員から、現行の一般質問の会議日数で会議時間を遵守すべきとの意見、遵守する場合は日数増とすべきとの意見、現状でよいとの意見等があり、協議会として意見の一致に至らなかったため、各委員の意見をもって協議会の報告に代える。 なお、代表質問の会議時間は、議会運営委員会において協議が行われたため、協議会では協議を行わないこととした。	平成24年 12/11(火) 平成25年 2/8(金)	意見の一致に至らなかったため、協議を終了(平成24年2月)
16 議案の提出方法	議案の提出方法のあり方を整理することにより、議案に対する賛否を明確に表すことができる。	第13回 報告書	平成26年 3/20(火) 4/16(水)	市道路線の認定及び廃止に関する議案の提出方法について調査・検討を行ったところ、現行のとおり、議案の提出方法の見直しは行わないことを確認して、協議会としての結論に至った。	平成26年 5/27(火) 6/18(水)	報告書のとおり、市道路線の認定及び廃止に関する議案の提出方法については、見直しは行わないことに一致(平成26年6月)